研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号: 14401

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2020~2022

課題番号: 20K01267

研究課題名(和文)課税権と主権論に関する基礎的考察

研究課題名(英文)A Fundamental Study on the Theory of Sovereignty and Taxing Power

研究代表者

田中 啓之 (TANAKA, Hiroyuki)

大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授

研究者番号:60580397

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、課税権に関する個別的な問題において共通に観察され、その議論のあり方を現在に至るまで規定してきたと考えられる課税権と主権という概念の関係について、特にフランスとドイツにおいて課税管轄権の領域的排他性に関する対照的な議論をもたらした理論史的な過程とその前提を解明するための基礎的な作業を試みたものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は、「国際的な課税権の配分」及び「租税国家の形成過程」に関する比較法史的な研究の前提作業として、課税権と主権という国法学の基本概念に関するフランスとドイツにおける新旧の代表的な議論の分析を通じて、両国における対照的な法的態度が生まれた原因を解明するとともに、(では理論的な意義の再評価を試みた。 これにより、租税法学を一般公法学との連関で体系化を図るための礎石が築けたと考えられる。

研究成果の概要(英文): This study has tried to build a fundamental basis to elucidate the relationship of the originally different concepts of sovereignty and taxing power, which underlie the present discussion on tax jurisdiction, focusing on the German and French legal history, in which contrasting approaches to the territorial jurisdiction of tax legislation have developed, in order to formulate a structural interpretation of tax jurisdiction.

研究分野: 租税法

キーワード: 租税法 課税権 主権 国家管轄権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

報告者は、本研究開始当初、若手研究(B)(課題番号:26780007)「共同企業形態の比較史的動態と所得課税」(2014年4月~2017年3月)研究代表者として、国際租税法における各国の国内法上の性質決定の差異から生じるいわゆるハイブリッド・ミスマッチという問題について、公法抵触法の観点から検討するとともに、公益法人等に対する国際的な租税優遇という問題についても比較法的な検討を行った。その結果、いずれの問題も、単なる法技術上又は法政策上の当否にとどまらず、課税権という国家権力の特質を踏まえて解決を図られるべきであるという認識を得るに至った。

この認識は、若手研究(B)(課題番号:17K13603)「租税法における公益と公共の福祉論の理論史的研究」(2017年4月~2020年3月)という、公益税制を公共の福祉論との関係から再構想するという試みにおいて更に展開されることとなった。具体的には、日本法において「公益法人等」として優遇されている「宗教法人」について、例えば基本法上その実定的基礎を有するドイツでは現在でも課税権という特質を踏まえた理論史的な研究が蓄積されているという事実について理解を深める機会が得られた。

本研究は、以上の経緯及び準備状況を背景として、租税法学の本質的な研究対象の一つでありながら報告者がこれまで断片的にのみ取り組んできた課税権について、一般公法学との連関でその体系化を図るため、課税権と主権論の連関を導きの糸としたものである。

2.研究の目的

本研究は、課税権に関する個別的な問題において共通に観察され、その議論のあり方を現在に至るまで規定してきたと考えられる課税権と主権という概念の関係について、特にフランスとドイツにおいて課税管轄権の領域的排他性に関する対照的な議論をもたらした理論史的な過程とその前提を解明することで、国内法及び国際法の体系における課税権の位置づけを定めるとともに、諸国家の課税実践を規整し得る法理論上の認識枠組みを得ることを目的としたものである。

3.研究の方法

本研究は、課税権及び主権という国法学における概念相互の関係について、主としてフランス 及びドイツにおける代表的な議論の分析を通じて理論史的な接近を試みた。

4 研究成果

本研究期間のうち、令和 2 年度は、「国際的な課税権の配分」と題する寄稿論文の執筆を完成させ、国際連盟の時代に確立した課税権の国際的な配分原理とその今日にまで至る展開について法理論上の見地から実証的な研究を進めること、また時期的に一部重複するが、「租税法律主義」に関する論文集への寄稿論文として、近代国家の形成過程における議会の課税承認権から租税法律主義への転換について、同じく比較法史な手法により実証的な研究を進めることを予定していた。しかし、内外における想定外の事態に加えて、抑々主題が深大であり、短期間での研究完成には至らなかった。

他方、令和3年度は、租税国家の形成過程に関する歴史研究から距離を置き、租税国家における統治の技法として、租税情報の保護及び利用に関する比較法研究に着手し、技術革新を背景とする社会のデジタル化により、行政関係及び私人間関係のいずれにおいても生活事実関係のデータ化が急速に進展したことに対する反応として、人格の自由な発展のため、個人情報の適正な取扱いを受ける、いわゆる情報自己決定権の拡充及び精緻化を図ることが要請される一方で、福祉国家の即応性を高めるため、租税情報のもつ行政資源としての潜在的な価値に着目した目的外利用の拡大も要請されるという、現在の相対立する社会的な要請の狭間で、統治の技法を法的に彫琢する示唆を得るため、比較法の手法により研究を進めた。これは、「租税情報の他の行政目的への活用可能性と法的限界 - ドイツ法における議論」法律時報 1176 号、及び「ドイツ法における租税秘密と個人データ処理」税大ジャーナルという成果にまとめられた。

最後に、令和4年度は、この間継続して取り組んできた、課税権と主権論の連関に関する独仏の最重要文献(Klaus Vogel, Der raumliche Anwendungsbereichder Verwaltungsrechtsnorm, Frankfurt a. M. 1965; Andreas Kallergis, La competence fiscal, Dalloz 2018)を綿密に突合する作業を進展させ、その成果は令和5年度に公表される運びとなった。

以上のとおり、本研究は、「国際的な課税権の配分」及び「租税国家の形成過程」に関する

比較法史的な研究の前提作業として、課税権と主権という国法学の基本概念に関するフランスとドイツにおける新旧の代表的な議論の分析を通じて、両国における対照的な法的態度が生まれた原因を解明するとともに、その理論的な意義の再評価を試みた。これにより、租税法学を一般公法学との連関で体系化を図るための礎石が築けたと考えられる。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文】 計1件(うち沓詩付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

「無心論又」 可一件(プラ直が引端又 サイプラ色は大名 サイプラグープングラビス サイブ	
1.著者名	4 . 巻
田中啓之	1176
2.論文標題	5 . 発行年
租税情報の他の行政目的への活用可能性と法的限界 ドイツ法における議論	2022年
3 . 雑誌名	6.最初と最後の頁
法律時報	-
AFFORM	
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無無
	777
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	日かハコ
オープンアクセスとはない、文はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------